

一般財団法人 北海道バスケットボール協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人北海道バスケットボール協会と称し、英文では、Hokkaido Basketball Association(略称「HBA」)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)に加盟し、北海道におけるバスケットボール競技界を統轄し、代表する団体として、バスケットボール技術の向上並びに普及、振興を図るとともに、バスケットボールを通じ、豊かなスポーツ文化の創造と、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボール技術の向上と普及、振興に関する研究並びに基本方針の確立に関すること
 - (2) バスケットボール競技者の育成、強化並びにチーム及び競技者の登録に関すること
 - (3) 指導者、審判員の技能向上及び認定並びに登録に関すること
 - (4) バスケットボール競技会の開催又は、主管、後援に関すること
 - (5) 全国大会の選手及び役員の参加又は、派遣に関すること
 - (6) 競技規則の理解の向上及び周知に関すること
 - (7) 加盟団体等の統括及び組織強化並びに連携、融和に関すること
 - (8) バスケットボール競技の啓発活動に関すること
 - (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること
- 2 前項の事業は、主に北海道内において行うものとする。
- 3 この法人の事業は、JBA 定款並びに諸規定に基づいて行うものとする。
- 4 その他事業に関する規定は、理事会が別に定める。

第3章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所、並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 この法人の設立者の名称、住所及びこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	北海道バスケットボール協会
住 所	札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内
拠出財産及びその価額	現金 300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な基本財産は、第5条に記載された財

産のとおりである。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者のもと、注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき、又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を得なければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算表（正味財産増減計算表）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる財団法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員13名以上23名以内を置く。

(評議員の職務)

第13条 評議員は、評議員会を組織し、法令又はこの定款に定める事項を決議する。

(評議員の選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事2名及び外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、会長の推薦に基づき、理事会において選任する。ただし、次の事項に該当する者は外部委員に選任することはできない。
 - (1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であったものも含む。）

- (2) 前号に該当する者の配偶者又は3親等内の親族
- 4 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 5 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 6 理事会及び評議員会は、評議員候補者をそれぞれ評議員選定委員会に推薦することができる。
- 7 評議員選定委員会は、第12条に定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決議しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の候補者として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- 9 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴並びに候補者とした理由
- (2) 当該候補者とこの法人の役員等との関係
- (3) 当該候補者の兼職状況

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する権限を有する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。

2 前項にかかわらず評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前文において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び評議員会で選出された2名以上の議事録署名人が、記名押印の上、これを評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上19名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 役員は、この法人の評議員を兼ねることはできない

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様である。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様である。
- 5 監事は、この法人の評議員及び理事並びに使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、一般法人法及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事たる会長及び副会長は、一般法人法及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事たる専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、一般法人法に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第26条第1項で定める理事若しくは監事の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまでの間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、一般法人法の規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員の報酬等)

第33条 役員に対し、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支払い

基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支払うことができる

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、定款に規定する事項のほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして一般法人法で定められた事項

(招集)

第37条 理事会は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項本文において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに、署名押印の上、これを理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第8章 名誉役員

(名誉役員)

第41条 この法人は、次の各号の名誉役員を置くことができる。

(1) 名誉会長

(2) 顧問

(3) 参与

- 2 名誉役員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉役員は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 その他、名誉役員に関する規定は、理事会が別に定める。

第9章 委員会、部会

(委員会、部会の設置)

第42条 この法人の事業の推進を図るため、次の各号の委員会、および部会を置くことができる。

- (1) 常置委員会
- (2) 常置部会
- (3) 専門委員会
- (4) 臨時委員会

- 2 委員会、部会の設置及び組織、運営その他必要な規定は、理事会が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局の運営に関する規程は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他一般法人法で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算する場合において有する基本財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時評議員)

この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

清水 裕士	杉浦 公三	佐伯 浩幸	後藤 良樹	吉田 省史
山岸 洋次郎	青木 一夫	加藤 啓二	篠原 正信	神谷 博達
小俣 憲治	石橋 毅	田村 元一	池田 純	一戸 健

小沢 保範	飯田 敬	平岡 英樹	小川原 和則	加藤 隆明
尾崎 宣子	阿部 賢司	小師 良仁	津田 政明	

(設立時役員)

この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりである。

	萩原 一利	中村 秀穂	梅野 保典	山村 孝	杉本 浩
	栗山 太郎	森野 和泰	笹 孝夫	片桐 省三	北本 貴史
	長屋 純市	北本 健二	新名 昌裕	高橋 雅子	三浦 正則
	森岡 英生	須戸 英博	斎藤 範之	金井 啓三	酒井 雄一
	野々村 慶治				
設立時代表理事	萩原 一利				
設立時監事	上島 正光	工藤 誠			

(最初の事業年度)

この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附則)

平成28年4月13日施行

(改訂)

- 1 平成30年6月16日一部改訂。(ただし、第4条第1項(8)及び第12条・第26条)平成30年度定例評議員会の開催の日「平成30年6月16日」より施行
- 2 令和8年4月22日一部改訂。(ただし、第26条第1項、第36条第1項、第9章、第42条の改訂は、本定款第5章第20条および第24条(決議の省略)の規定に準じ、書面により令和8年4月22日に決議され、同日より施行。